



長野県報

5月1日(木)
平成26年
(2014年)
第2569号

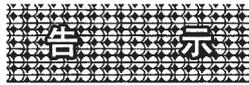
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2

公告

一般競争入札(財産活用課)	2
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	3
長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局)	3
一般競争入札(企業局)	4



告示

長野県告示第250号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市波田字城山8946、字前淵3302の1、3302の6、字寺山4519、字光明沢9078の2、9079の1、9079の3、9079の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第251号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字新野2の28、2の29、2の31、2の35、2の39、2の41、2の45、2の47、2の50、2の51、2の57、2の59、2の63、2の255
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新野2の35、2の39、2の47、2の51
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年5月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年5月1日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先から 松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先まで	旧	7.5 m	0.2180 km
同 上	新	7.5 4.4~11.3	0.2180 0.2200

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

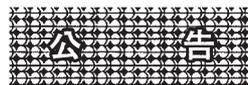
その関係図面は、告示の日から平成26年5月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年5月1日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 路線名 254号
- 2 供用を開始する区間
松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先から
松本市大字三才山字本郷山1830番の2073地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年5月7日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 入札の対象とする保険契約
長野県公用車の自動車保険契約
 - (2) 保険契約をする車両台数
1,406台
 - (3) 保険の内容
ア 対人賠償限度額 1名につき 1,000万円
イ 対物賠償限度額 1事故につき 80万円以上（免責なし）
 - (4) 保険期間
平成26年6月1日午後4時から平成27年6月1日午後4時まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。
- 3 その他
 - (1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。
入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県総務部財産活用課
電話 026 (235) 7043（直通）
なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/somu/nyusatsu.html>
 - (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年5月14日（水）午後3時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称